

石狩北部地区消防事務組合 火災予防条例の解説・指導指針

令和 7 年（2025 年）12 月 1 日現在
石狩北部地区消防事務組合
消防本部予防課

凡例

- 本書において用いる法令等の略語は、以下のとおりである。
- 1 条例 石狩北部地区消防事務組合火災予防条例（昭和 45 年条例第 26 号）
 - 2 規則 石狩北部地区消防事務組合火災予防規則（平成 16 年規則第 9 号）
 - 3 予防規程 石狩北部地区消防事務組合火災予防規程（平成 17 年訓令第 1 号）
 - 4 予防要綱 石狩北部地区消防事務組合火災予防事務処理要綱（平成 17 年 3 月 31 日消防長決裁）
 - 5 法 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
 - 6 組織法 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）
 - 7 政令 消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）
 - 8 省令 消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）
 - 9 危政令 危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）
 - 10 危規則 危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）
 - 11 危告示 危険物の規制に関する技術上の細目を定める告示（昭和 49 年自治省告示第 99 号）
 - 12 建基法 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
 - 13 建基令 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）
 - 14 (公財) 公益財団法人
 - 15 (一財) 一般財団法人
 - 16 (公社) 公益社団法人
 - 17 (一社) 一般社団法人
 - 18 J I S 産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 11 条の規定により制定される産業標準

留意事項

本書の表記等に係る留意事項は、以下のとおりである。

- 1 法令名を付さず、条項等を記載しているものについては、石狩北部地区消防事務組合火災予防条例の条項等を指す。
- 2 各条文の解説について、一般的には【趣旨】において当該条文の概略等について記し、【解説】においてその条文の各項・号の意図しているところや目的について記している。
- 3 次の場合、【参考】（第 4 章は《参考》という表記）として記している。
 - (1) 条文を解釈する際の参考資料としている場合
 - (2) 条文を解釈する際に必要とされる解説・考え方を示す場合（第 4 章関係）
- 4 【解説】において「～望ましい。」としている事項は、条例の義務規定ではないが、過去の災害事例に係る分析結果に基づき、当該内容を遵守することによって、自己・他人の命はもとより、自己・他人の財産被害を防止し、軽減するなど、火災予防及び火災被害の軽減に直結する事項である。
- 5 条例別表のうち、別表第 3 は第 3 章に係る関連条文の【解説】において個別に記し、別表第 8 は第 4 章（概要）に【参考】として記している（別表第 1、別表第 2 及び別表第 4 から別表第 7 は、過去の条例改正において「削除」としている。）。

目 次

第1章 総則

 第1条（目的） 1～2

第2章 削除

第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等

 第3章（概要） 3～6

 第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位

 置、構造及び管理の基準（第3条～第17条の4）

 第3条（炉） 7～52

 第3条の2（ふろがま） 53～58

 第3条の3（温風暖房機） 59～68

 第3条の4（厨房設備） 69～97

 第4条（ボイラー） 98～112

 第5条（ストーブ） 113～119

 第6条（壁付暖炉、ペチカ及びオンドル） 120～127

 第7条（乾燥設備） 128～132

 第7条の2（サウナ設備） 133～151

 第8条（簡易湯沸設備） 152～155

 第8条の2（給湯湯沸設備） 156～165

 第8条の3（農事用穀類乾燥調整設備） 166～168

 第9条（掘ごたつ及びいろり） 169～170

 第9条の2（ヒートポンプ冷暖房機） 171～174

 第10条（火花を生じる設備） 175～177

 第10条の2（放電加工機） 178～181

 第11条（変電設備） 182～189

 第11条の2（燃料電池発電設備） 190～200

 第11条の3（急速充電設備） 201～210

 第12条（内燃機関を原動力とする発電設備） 211～220

 第13条（蓄電池設備） 221～230

 第14条（ネオン管灯設備） 231～234

 第15条（舞台装置等の電気設備） 235～237

 第16条（避雷設備） 238～239

 第17条（水素ガスを充てんする気球） 240～243

 第17条の2（火を使用する設備に附属する煙突） 244～270

 第17条の3 削除

 第17条の4（基準の特例） 271

 第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱い

 の基準（第18条～第22条の2）

 第18条（液体燃料を使用する器具） 272～280

 第19条（固体燃料を使用する器具） 281～282

 第20条（気体燃料を使用する器具） 283～290

 第21条（電気を熱源とする器具） 291～297

第 22 条 (使用に際し火災の発生のおそれのある器具)	298～299
第 22 条の 2 (基準の特例)	300
第3節 火の使用に関する制限	
第 23 条 (喫煙等)	301～304
第 24 条 (空地及び空家の管理)	305
第 25 条 (たき火)	306～307
第 26 条 (がん具用煙火)	308～309
第 27 条 (化学実験室等)	310
第 28 条 (作業中の防火管理)	311～315
第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用制限	
第 29 条 (火災に関する警報が発令中における火の使用の制限)	316～318
第3章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等	
第 29 条の 2 (住宅用防災機器)	319～324
第 29 条の 3 (住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準)	325～332
第 29 条の 4 (住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準)	333～335
第 29 条の 5 (住宅用防災機器の設置及び種類の特例)	336～337
第 29 条の 6 (設置の免除)	338～339
第 29 条の 7 (基準の特例)	340～341
第 29 条の 8 (住宅における火災の予防の推進)	342
第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等	
第 4 章 (概要)	343～360
第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等 (第 30 条～第 32 条)	
第 30 条 (指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準)	361～363
第 31 条 (指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)	364
第 31 条の 2 (指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準等)	365～376
第 31 条の 3 (指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準等)	377～378
第 31 条の 3 の 2 (指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準)	379～382
第 31 条の 4 (指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの技術上の基準等)	383～387
第 31 条の 5 (指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの技術上の基準等)	388～393
第 31 条の 6 (指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの技術上の基準等)	394～399
特殊な形態等に係る基準等	400～406
第 31 条の 7 (指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物の類ごとに共通する技術上の基準)	407～409
第 31 条の 8 (維持管理)	410
第 31 条の 9 (適用除外)	411～412

第32条（品名又は指定数量を異にする危険物）	413
第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第33条～第34条の2）	
第33条（可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）	414～417
第34条（綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）	418～423
第34条の2（危険要因の把握及び必要な措置）	424
第3節 基準の特例（第34条の3）	
第34条の3（基準の特例）	425～426
第5章 消防用設備等の技術上の基準の附加	
第35条（消火器具に関する基準）	427～428
第36条（屋外消火栓設備に関する基準）	429
第37条（自動火災報知設備に関する基準）	430
第38条（避難器具に関する基準）	431
第39条（消防用水に関する基準）	432
第40条（基準の特例）	433
第6章 防火・防災管理及び避難管理	
第41条（防火管理業務の受託等）	434～435
第41条の2（防災管理業務の受託等）	436
第42条（劇場等の客席）	437～440
第42条の2（劇場等の屋外の客席）	441～442
第42条の3（基準の特例）	443～444
第43条（キャバレー等の避難通路）	445～446
第43条の2（ディスコ等の避難通路）	447
第43条の3（個室型店舗の避難通路）	448～452
第44条（百貨店等の避難通路等）	453～456
第45条（劇場等の定員）	457
第46条（避難施設の管理）	458～459
第47条（防火設備の管理）	460
第48条（準用）	461
第49条（避難経路図の掲出）	462
第6章の2 屋外催しに係る防火管理	
第49条の2（指定催しの指定）	463～465
第49条の3（屋外催しに係る防火管理）	466～468
第7章 雜則	
第50条（防火対象物の使用開始の届出等）	469～472
第51条（火を使用する設備等の設置の届出）	473～477
第52条（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）	478～488
第52条の2（指定洞道等の届出）	489～492
第53条（指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等）	493～494
第53条の2（タンクの水張検査等）	495～496
第54条（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）	497～499
第55条（委任）	500

第8章 罰則

第 56 条 (罰則)	501～503
第 57 条 (罰則)	504～505